

閲覧用

令和3年12月

第18回 行橋市農業委員会総会議事録

令和3年12月10日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和3年12月10日 午前10時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 12 名
欠席委員 1 名

議席	氏名	出欠
1	西本一美	出
2	村上和昌	出
3	繁永國廣	出
4	長城彰	出
5	陣山誠之	出
6	植田毬子	出
7	舩津鎮男	出
8	槌野英喜	欠
9	大田完治	出
10	石本浅夫	出
11	吉兼貢	出
12	松本功	出
13	馬場通昭	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

議案第 71 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 72 号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 73 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 74 号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(所有権移転)について

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長	岡野 雅幸
農地係長	上原 亮司
農地係	宮崎 修治

会長	出席者 12 名で定足数に達していますので、これより第 18 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。今回は行橋市農業委員会憲章を唱和しますのでよろしくお願いいたします。
委員	(唱和)
会長	これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 71 号より議案第 74 号まで 4 件を一括上程し審議しますので、よろしくご協力願います。
事務局	それでは、議案第 71 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	議案第 71 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 12 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 8 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。それでは、地区ごとの審査の経過ならびに結果の報告を願い、ちくじ審議してまいりたいと思います。
大田委員	仲津地区の 1 件について地区委員より報告願います。
大田委員	仲津地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。
大田委員	地区番号 1 番。大字道場寺字野間■■■■番、田、274 m ² 。譲渡人 ■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。
会長	報告が終わりました。仲津地区 1 件について、ご質疑ありませんか。
委員	異議なし。
会長	無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。仲津地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。
事務局	全員賛成とみとめます。
事務局	次に泉地区の 2 件についてですが地区委員欠席の為、地区担当職員より報告させます。
事務局	泉地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。
事務局	地区番号 2 番。東泉五丁目■■■■番、田、816 m ² 、外 4 筆、計 5,651 m ² 。譲渡人 被保佐人 ■■■■、保佐人 ■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、新規就農するものということで申請されております。なお、地区番号 3 番と同時申請です。書類等完備しており、許可相当との意見でした。
事務局	続いて、地区番号 3 番。東泉五丁目■■■■番■■■、田、753 m ² 、外 1 筆、計 2,451 m ² 。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、新規就農するものということで申請されております。なお、

<p>会長 委員 会長</p>	<p>地区番号 2 番と同時申請です。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当との意見でした。本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>報告が終わりました。泉地区の 2 件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了し、これより採決に入ります。泉地区 2 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
<p>石本委員</p>	<p>次に今川地区の 1 件についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、繁永委員の退席を求めます。(繁永委員 退席)</p> <p>今川地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 4 番。大字宝山字溝ノ上■■■■番■■、田、200 m²。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。贈与で所有権を移転、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>報告が終わりました。今川地区 1 件について、ご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。今川地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
<p>吉兼委員</p>	<p>ここで繁永委員の入室を認めます。(繁永委員 入室)</p> <p>次に稗田地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p> <p>稗田地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 5 番。大字大谷字平山ノ下■■■■番■■、田、2,696 m²、外 2 筆、計 6,897 m²。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>報告が終わりました。稗田地区 1 件について、ご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。稗田地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
<p>村上委員</p>	<p>次に延永地区の 3 件について地区委員より報告願います。</p> <p>延永地区 3 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 6 番。大字二塚字根尾ヶ迫■■■■番■■、田、893 m²。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。</p>
	<p>続いて、地区番号 7 番。大字吉国字砂入■■■■番■■、田、16 m²、外</p>

	<p>1筆、計 70 m²。譲渡人、行橋市 代表者 行橋市長 田中純。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。</p> <p>地区番号8番。大字長音寺字寺田■■■■番■■、田、761 m²。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。</p> <p>本会議においても審議方よろしく願います。</p>
会長	報告が終わりました。延永地区3件について、ご質疑ありませんか。
委員	異議なし。
会長	無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。延永地区3件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。
	全員賛成とみとめます。
委員	議案第71号、3条関係全般についてご質疑ありませんか。
会長	異議なし。 ご異議がありませんので、議案第71号、農地法第3条の規定による許可申請8件については、許可することに可決決定いたしました。
事務局	次に議案第72号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
	議案第72号。農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和3年12月10日提出。行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1申請人、■■■■、以下1件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。延永地区1件について地区委員より報告願います。
村上委員	延永地区1件について地区審査の結果を報告いたします。
	地区番号1番。申請人 ■■■■。大字吉国字砂入■■■■番■■、田、454 m ² 、大字吉国字砂入■■■■番■■、田、542 m ² 、大字吉国字砂入■■■■番■■、田、426 m ² 、大字吉国字砂入■■■■番■■、田、66 m ² 、4筆、計 1,488 m ² 。農業用倉庫及び露天作業場を設置するものです。農業用倉庫 332.59 m ² 、露天作業場等 1,155.41 m ² 。実行性があり、付近農地の被害もなく、水利承諾書添付、隣地承諾書不要、始末書が添付されております。書類等完備しており、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。
会長	延永地区1件についてご質疑ありませんか。
委員	異議なし。
会長	無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。延永地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。

委員 会長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>議案第 72 号、4 条関係全般についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>議案第 72 号、農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件については許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に議案第 73 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> <p>議案第 73 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 12 月 10 日提出。行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 5 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。泉地区 1 件について地区担当職員より報告させます。</p>
事務局	<p>泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 1 番。申請人、■■■■。泉中央八丁目■■■■番■■、田、478 m²、泉中央八丁目■■■■番■■、田、1,116 m²、泉中央八丁目■■■■番■■、田、564 m²、泉中央八丁目■■■■番■■、田、377 m²、泉中央八丁目■■■■番■■、田、838 m²、泉中央八丁目■■■■番■■、田、265 m²、泉中央八丁目■■■■番■■、田、1,915 m²、泉中央八丁目■■■■番■■、田、772 m²、泉中央八丁目■■■■番■■、田、43 m²、計 9 筆、6,368 m²。所有者、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■。売買契約で所有権を移転、建売住宅を建築するものです。建売住宅 25 棟 1,598.82 m²、公園 210.28 m²、道路等 4,558.90 m²地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書及び宅建免許証も添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当との意見でした。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
会長 委員	<p>報告が終わりました。泉地区の 1 件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p>
会長	<p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。泉地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。次に今川地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p>
繁永委員	<p>今川地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 2 番。申請人、■■■■。大字宝山字手丸コ■■■■番■■、田、575 m²。所有者、■■■■。売買契約で所有権を移転、自己住宅を建築するものです。一般住宅 1 棟 109.72 m²、駐車場等 465.28 m²。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書及び隣地承諾書が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。</p>
石本委員	<p>続いて地区番号 3 番。申請人、■■■■。大字寺畔字ナカス■■■■番</p>

<p>会長 委員 会長</p>	<p>■■■、田、340 m²。所有者、■■■■■。使用貸借契約で使用貸借権を設定、自己住宅を建築するものです。一般住宅1棟 93.03 m²、駐車場等 246.97 m²。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書及び隣地承諾書が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>報告が終わりました。今川地区の2件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。今川地区2件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。次に延永地区の2件について地区委員より報告願います。</p>
<p>村上委員</p>	<p>延永地区2件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号4番。申請人、■■■■■。大字吉国字内ワタ■■■■■番■■■、畑、15 m²。所有者、■■■■■。贈与契約で所有権を移転、自己敷地を拡張するものです。敷地拡張(庭) 15.00 m²。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書添付、隣地承諾書不要、始末書が添付されております。場所は別紙を参照ください。</p> <p>続いて、地区番号5番。申請人、■■■■■。大字中津熊字岩田■■■■■番■■■、田、1,102 m²、大字中津熊字岩田■■■■■番■■■、田、1,455 m²、2筆、計 2,557 m²。所有者、■■■■■、■■■■■(1/2)、■■■■■(1/2)。使用貸借契約で使用貸借権を設定、事業用倉庫及び事務所を建築するものです。事業用倉庫・事務所(1棟) 484.90 m²、大型車駐車場等 2,072.10 m²。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書添付、隣地承諾書不要。場所は別紙を参照ください。</p> <p>地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>報告が終わりました。延永地区の2件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。延永地区2件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>議案第73号、5条関係全般についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>ご異議ありませんので、議案第73号、農地法第5条の規定による許可申請5件については許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。</p> <p>次に議案第74号について議題と致します。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第74号。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用</p>

	<p>地利用集積計画の決定（所有権移転）について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、行橋市長より下記の者の決定申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 12 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 1 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。議案第 74 号については、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>説明します。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認(所有権移転)についてです。■■■■が所有する、大字真菰字出口■■■■番、田、2,101.00 m²、1 筆を、水田として利用するため、■■■■が所有権の移転を受けるものです。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>説明が終わりました。ご質疑ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。議案</p>
	<p>第 74 号について賛成をする方の挙手を求めます。 全員賛成とみとめます。議案第 74 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定（所有権移転）については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。 以上で今回提案いたしました議案の審議、報告はすべて終了いたしました。</p>
	<p>最後に本日の署名委員を指名いたします。</p>
	<p>1 2 番 松本委員</p>
	<p>1 3 番 馬場委員</p>
	<p>議長(農業委員会会長)</p>